

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月19日
【会社名】	クラウドゲート株式会社 (旧会社名 株式会社テラネット)
【英訳名】	Crowd Gate Co.,Ltd. (旧英訳名 Terranetz Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 藤田 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03)5209-1173
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 甲野 誠哉
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南一条西十丁目3番地
【電話番号】	(011)876-9544
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 甲野 誠哉
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 200,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社において、訂正の対象となり得る不適切な取引が存在することが判明いたしました。当該内容について、第三者調査委員会による厳正な調査を行った結果、平成22年12月1日に提出いたしました有価証券届出書に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

6【大規模な第三者割当の必要性】

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて
2. 事業内容に関するリスク
- (3) 業績の推移について
4. その他
- (3) 有利子負債への依存度

第四部【組込情報】

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

（訂正前）

4【新規発行による手取金の使途】

（前略）

（注）3．当社は、平成22年12月期第3四半期累計期間において73百万円の四半期純損失を計上し、31百万円の債務超過となりました。また、平成22年8月4日に公表いたしましたとおり、平成22年12月期の通期業績予想においても当期純損失が見込まれます。このような状況により、早期に債務超過回避に向けた対策として、資本の増強及び手許流動性資金を確保することが必要であります。

（後略）

6【大規模な第三者割当の必要性】

当社は創業以来、クリエイターの創造力を活かしたビジネスを主たる事業として、良質なコンテンツを迅速かつ確にマーケットへ提供することで、企業価値の拡大を図ってまいりました。

当社は、平成19年10月に、公営競技サービス事業を展開する株式会社チャリロトを子会社といたしました。これは当初、同社の公式サイト上で、当社が企画したインターネットリテラシーの高い層に向けた競輪オンラインゲーム等のサービスを展開することで、双方の顧客開拓の促進を図ることを目的として、ケイリンファンの拡大及び両社の業容拡大に寄与すると判断したためです。当該事業は競輪施行者である地方自治体が実施する競輪のオンライン車券販売業務を地方自治体から受託するものであり、当該オンラインシステムの構築費用として同社に対し資金の貸付を行い、平成20年12月期末における貸付金残高は872百万円となりました。当該貸付金につきましては、当該サービスが開始された平成20年4月から見込まれる収益より順次返済を受ける予定でありました。しかしながら、平成20年12月期末において、当時同社が策定した開業後5年間の中期経営計画における想定範囲を大幅に上回る赤字を計上したため、当該事業の計画を見直した結果、当該事業に係るソフトウェア等について連結では704百万円の減損損失、個別では1,153百万円の株式評価損、貸倒引当金及びリース契約の連帯保証にかかる債務保証の一部を損失引当金として特別損失へ計上し、連結で1,252百万円、個別で1,148百万円の当期純損失を計上した結果、連結では389百万円、個別では388百万円の債務超過に陥りました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、株券上場廃止基準に規定する「債務超過」にかかる猶予期間入りとなり、当該状況を解消すること及び財務諸表（有価証券報告書）における監査適正意見を取得するためには、向こう一年間の事業資金の確保並びに資本増強が不可欠となりました。このため、当社は、株式会社チャリロトに対する貸付金の早期回収を目指しました。平成21年3月16日に、当社が同社に対し保有する貸付金債権873百万円の内、平成21年12月31日までに150百万円の返還を受けることで、残723百万円の債権を放棄する旨の合意書を締結いたしました。これにより、平成21年12月期決算において、前期特別損失へ計上した同社に対する貸付金の引当額の内、返還を受ける150百万円を特別利益へ計上すること及び、平成20年12月期に特別損失へ計上した債務保証損失引当額の内、平成21年12月期において同社が支払うリース料の支払相当額約60百万円を戻入益として特別利益へ計上すること並びに平成21年12月期の通期事業計画では約80百万円の当期純利益を見込んでおりました。また、当社の筆頭株主である河端繁氏より第三者割当による新株式を引き受けることが可能であるとの表明を受けたため、同氏を割当先として、平成21年3月26日を払込期日とする115百万円の第三者割当による新株式発行を実施いたしました。増資資金につきましては、他社との協同事業においてコンテンツ提供等に必要となるサーバー等の設備投資及び有利子負債の圧縮に使用し、設備投資とコスト削減による収益力向上に加え、早期の業績拡大と、有利子負債を圧縮することによるキャッシュ・フローの改善に努めてまいりました。これにより、当該状況の解消を目指してまいりましたが、株式会社チャリロトより15百万円の返還を受けたものの、その後の同社の事業状況及び財政状況が要因となり資本政策が見込みどおり進捗せず、平成21年12月期第2四半期会計期間末日現在において、280百万円の債務超過の状態となりました。これにより、再度継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、事業状況及び上記施策の進捗状況から、当該状況を解消するためには、早急な資本増強の必要性が生じたため、当社の筆頭株主である河端繁氏の紹介によりビジネスソリューション株式会社、河端隼平氏、河端伸一郎氏を対象とし、平成21年11月19日を払込期日とする第三者割当による100百万円の新株式発行を実施いたしました。当該増資により、有利子負債の圧縮を図り、キャッシュ・フローを改善し、新規顧客獲得を目的とした広告宣伝及び既存顧客へのサービスの充実、クオリティの高い商品の供給を行うことにより収益の拡大を図りました。また、株式会社チャリロトと締結した150百万円返還の合意内容について、残り135百万円について、同社の財政状況等を鑑みて、全額の回収は困難であると判断し、同社が契約していたリース契約の連帯保証を解除することを条件とし、返還残額135百万円のうち10百万円の返還を受けることで残りの債権を放棄する内容に改めて合意いたしました。これにより、同年11月に、貸付金の一部10百万円の返還を受け、同社が契約していたリース契約の連帯保証が解除されたことで、平成20年12月に特別損失へ計上した貸付金に係る貸倒引当額及び債務保証損失引当額の内、266百万円を引当金戻入益として特別利益へ計上いたしました。これによ

り、平成21年12月期末において純資産は42百万円となり債務超過は解消されております。なお、同年12月にて、同社の全株式を譲渡し、同社との関連会社関係は解消しております。

平成22年12月期は、同年3月の株主総会において、河端繁氏のご紹介により、現代表取締役会長兼社長の藤田一郎氏を招聘し、第二の創業の精神で、営業、制作、コンシューマー事業の役割を明確に区分した組織の再編成、社員の評価を適正に行うための人事考課制度の整備、社員が企画や提案を行いやすい環境づくり等、社内インフラの再構築を行い、「社員のアイデア」を事業へ最大限に活かせる体制へ整備し、本業であるデジタルコンテンツ事業へ特化してまいりました。しかしながら、上述のとおり、平成21年12月期までは株式会社チャリトが運営する公営競技サービス事業へ資本を投下していたこと及び、本業であるデジタルコンテンツ事業において当初見込んでいた以上に市場環境が変化し、当社が得意とする2Dコンテンツの需要は減少傾向にあり、3Dコンテンツの需要が増加したにもかかわらず新たな技術に対応するための制作体制の強化等が遅れたことにより、平成22年12月期第2四半期累計期間において41百万円の四半期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。当該状況を解消するため、制作人員が営業に同行し、制作業務を円滑にすることで納品までの期間を短縮することができる組織へ再編成し、事業拡大に尽力してまいりました。営業面では、携帯コンテンツの運営・配信会社に対し、積極的に企画提案を行い、運営・配信会社に当社のコンテンツ素材を提供し、携帯コンテンツから生じる収益を運営・配信会社と当社で分配する協業型の案件並びにシステム等のインフラを包括した大型案件の営業を積極的に行ってまいりました。また、既存取引先との取引の拡大並びに幅広いマーケットへの対応を進め、新規顧客の開拓に努めてまいりました。さらに、当社が独自に企画運営する携帯コンテンツ事業の迅速化に注力することで収益力の向上を図り、販売管理費についても徹底した見直しにより削減を図ることで営業利益の改善に努めてまいりました。

この結果、新規継続案件の獲得や携帯コンテンツのリリース等、一定の効果は実現したものの、3Dコンテンツ等新たな技術に対応するための制作体制の強化が遅れたことにより、既存取引先の取引高減少等が影響し、収益は当初の見込みには及ばず、平成22年12月期第3四半期累計期間において73百万円の四半期純損失を計上し、31百万円の債務超過となりました。また、これに伴い資金面におきましても、平成22年12月期第3四半期末における現預金残高は45百万円となりました。このような状況により、当社は自己資本の充実及び資金繰りの改善が不可欠と考えております。

当社の業績状況から鑑みると金融機関から調達することは困難であり、第三者割当による方法以外は、手続き等時間的制約があることを考慮し、今回は第三者割当による資金調達を検討せざるを得ないと判断いたしました。

このような状況の中、当社の取締役であり筆頭株主である河端繁氏より第三者割当により新株を引き受けることが可能である旨の表明をいただき、同氏を割当先とした第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

当社取締役会といたしましては、本新株式の発行により資本増強を図り、財務基盤を強化するとともに、手許流動性資金の確保と、平成22年12月期までにおいて、公営競技サービス事業への投資を目的に行った金融機関からの借入金に対する有利子負債の削減を図り、法人事業部門における受託生産性の向上として、当社が受注段階における仕様作成等へ介入しないシステムの構築を行うことで、受注から制作までの簡便化・迅速化を図り、受注案件を拡大し、また、近年におけるデジタルコンテンツ市場環境の変化を的確に把握し、3D等の新たな技術に対応できるクリエイターの募集及び社内での制作体制を構築することで、平成23年7月以降を目処に業績の拡大が期待できるものと考えております。既存株主に置かれましては一定の希薄化が生じるものの、今回の資金調達により、当社の企業価値の向上がなされ株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めることになると判断いたしました。早期の事業拡大の加速を目指し、今後も札幌証券取引所アンビシャスにおける上場を維持し、上場会社としての企業価値を高めることにより、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

(経営者から独立した者からの意見)

当該増資による希薄化率が25%を超えるものであることから、独立第三者からの意見入手を行いました。第三者委員会の構成は、いずれも当社経営から一定程度独立した第三者である窪田もとむ氏(弁護士)、安藤誠悟氏(弁護士)、及び森本友則氏(社外監査役)の3委員であります。(委員長には互選により窪田もとむ氏が就任。)当社と窪田もとむ弁護士、安藤誠悟弁護士との間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含め一切取引をした事実はなく、両氏は独立した第三者であります。今回、両氏から第三者委員会の運営を円滑に行うために当社内の事情を把握している人物が第三者委員会に必要との要望があり、当社の独立役員である森本社外監査役を選任いたしました。(独立役員とは、札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則にて定められた、一般株主と利益相反の恐れがない独立性の確保された社外取締役(社外監査役)であります。)当社は、第三者委員会に対して、当該増資に関する事項(発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し)、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関し、詳細に説明し、第三者委員会において慎重に審議、検討を行いました。当該第三者委員会の審議結果の報告書は、平成22年11月30日付で当社に提出され、当社の事業内容、事業環境及び現在の状況を鑑みると、資金調達の必要性について、平成22年12月期第3四半期において債務超過に陥り、継続企業の前提に関する重要事象が存在していること、平成22年12月期第3四半期末において現預金残高が45百万円までに減少したこと、また、これらにより平成22年12月には資金繰りがかなり逼迫することが予想されることから、本件増資による資金調達が事実上唯一の資金調達手段であること、資金使途には不合理な点は認められず、逆にバランスシートの改善、収益向上など企業価値の増大に資するもので、ひいては株主価値の向上にも直結するものと考えられ、既存株主の立場においても一定の合理性が認められるこ

と、借入れ、社債発行、公募増資、株主割当増資といった他の資金調達手段の実行は、当社の財務状況と本件増資の規模及び長引く構造的な不況が継続している現在の市況からすれば、当社がこれらの資金調達手段を実現させることは現実的に困難であり、第三者割当増資は、事実上唯一の手段であったと認められること、本件割当先は個人であって、当社との間で事業面でのシナジー効果やアライアンス面でのメリットこそ無いものの、長期継続保有の意向がある友好的な株主として、現在の筆頭株主でもある河端氏を選定しており、その選定には合理性が認められること、発行価格について、取締役会決議日前日の終値、取締役会決議日前日迄の直前1か月間、直近3か月間及び直近6か月間の当社株式の終値の平均値と比較してみても、その差は所謂プレミアムとして許容される範囲内又は10%以内のディスカウントとなっているもので、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、いわゆる有利発行には該当しないものと評価されること、増資の規模については、希薄化率が67.06%と大規模ではあるものの、本件第三者割当増資は必要、相当かつ合理性の認められる資金用途のための資金調達であることから、本件増資の規模についても合理性を有すると認められること、などが記載されております。

このとおり、今回の新株発行により資金調達を行う必要性があること及び発行方法並びに発行の条件は相当である旨の意見を取得しております。

（訂正後）

4【新規発行による手取金の使途】

（前略）

（注）3．当社は、平成22年12月期第3四半期累計期間において45百万円の四半期純損失を計上し、128百万円の債務超過となりました。また、平成22年8月4日に公表いたしましたとおり、平成22年12月期の通期業績予想においても当期純損失が見込まれます。このような状況により、早期に債務超過回避に向けた対策として、資本の増強及び手許流動性資金を確保することが必要であります。

（後略）

6【大規模な第三者割当の必要性】

当社は創業以来、クリエイターの創造力を活かしたビジネスを主たる事業として、良質なコンテンツを迅速かつ的確にマーケットへ提供することで、企業価値の拡大を図ってまいりました。

当社は、平成19年10月に、公営競技サービス事業を展開する株式会社チャリロトを子会社といたしました。これは当初、同社の公式サイト上で、当社が企画したインターネットリテラシーの高い層に向けた競輪オンラインゲーム等のサービスを展開することで、双方の顧客開拓の促進を図ることを目的として、ケイリンファンの拡大及び両社の業容拡大に寄与すると判断したためです。当該事業は競輪施行者である地方自治体が実施する競輪のオンライン車券販売業務を地方自治体から受託するものであり、当該オンラインシステムの構築費用として同社に対し資金の貸付を行い、平成20年12月期末における貸付金残高は547百万円となりました。当該貸付金につきましては、当該サービスが開始された平成20年4月から見込まれる収益より順次返済を受ける予定でありました。しかしながら、平成20年12月期末において、当時同社が策定した開業後5年間の中期経営計画における想定範囲を大幅に上回る赤字を計上したため、当該事業の計画を見直した結果、当該事業に係るソフトウェア等について連結では449百万円の減損損失、個別では827百万円の株式評価損、貸倒引当金及びリース契約の連帯保証にかかる債務保証の一部を損失引当金として特別損失へ計上し、連結で1,021百万円、個別で907百万円の当期純損失を計上した結果、連結では532百万円、個別では521百万円の債務超過に陥りました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、株券上場廃止基準に規定する「債務超過」にかかる猶予期間入りとなり、当該状況を解消すること及び財務諸表（有価証券報告書）における監査適正意見を取得するためには、向こう一年間の事業資金の確保並びに資本増強が不可欠となりました。このため、当社は、株式会社チャリロトに対する貸付金の早期回収を目指しました。平成21年3月16日に、当社が同社に対し保有する貸付金債権（削除）の内、平成21年12月31日までに150百万円の返還を受けることで、残額の債権を放棄する旨の合意書を締結いたしました。これにより、平成21年12月期決算において、前期特別損失へ計上した同社に対する貸付金の引当額の内、返還を受ける150百万円を特別利益へ計上すること及び、平成20年12月期に特別損失へ計上した債務保証損失引当額の内、平成21年12月期において同社が支払うリース料の支払相当額約60百万円を戻入益として特別利益へ計上すること並びに平成21年12月期の通期事業計画では、当期純利益を計上し黒字転換を見込んでおりました。また、当社の筆頭株主である河端繁氏より第三者割当による新株式を引き受けることが可能であるとの表明を受けたため、同氏を割当先として、平成21年3月26日を払込期日とする115百万円の第三者割当による新株式発行を実施いたしました。増資資金につきましては、他社との協同事業においてコンテンツ提供等に必要となるサーバー等の設備投資及び有利子負債の圧縮に使用し、設備投資とコスト削減による収益力向上に加え、早期の業績拡大と、有利子負債を圧縮することによるキャッシュ・フローの改善に努めてまいりました。これにより、当該状況の解消を目指してまいりましたが、株式会社チャリロトより15百万円の返還を受けたものの、その後の同社の事業状況及び財政状況が要因となり資本政策が見込みどおり進捗せず、平成21年12月期第2四半期会計期間末日現在において、426百万円の債務超過の状態であります。これにより、再度継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、事業状況及び上記施策の進捗状況から、当該状況を解消するためには、早急な資本増強の必要性が生じたため、当社の筆頭株主である河端繁氏の紹介によりビジネスソリューション株式会社、河端隼平氏、河端伸一郎氏を対象とし、平成21年11月19日を払込期日とする第三者割当による100百万円の新株式発行を実施いたしました。当該増資により、有利子負債の圧縮を図り、キャッシュ・フローを改善し、新規顧客獲得を目的とした広告宣伝及び既存顧客へのサービスの充実、クオリティの高い商品の供給を行うことにより収益の拡大を図りました。また、株式会社チャリロトと締結した150百万円返還の合意内容について、残り135百万円について、同社の財政状況等を鑑みて、全額の回収は困難であると判断し、同社が契約していたリース契約の連帯保証を解除することを条件とし、返還残額135百万円のうち10百万円の返還を受けることで残りの債権を放棄する内容に改めて合意いたしました。これにより、同年11月に、貸付金の一部10百万円の返還を受け、同社が契約していたリース契約の連帯保証が解除されたことで、平成20年12月に特別損失へ計上した貸付金に係る貸倒引当額及び債務保証損失引当額の内、266百万円を引当金戻入益として特別利益へ計上いたしました。（削除）

なお、同年12月に、同社の全株式を譲渡し、同社との関連会社関係は解消しております。

平成22年12月期は、同年3月の株主総会において、河端繁氏のご紹介により、現代表取締役会長兼社長の藤田一郎氏を招聘し、第二の創業の精神で、営業、制作、コンシューマー事業の役割を明確に区分した組織の再編成、社員の評価を適正に行うための人事考課制度の整備、社員が企画や提案を行いやすい環境づくり等、社内インフラの再構築を行い、「社員のアイデア」を事業へ最大限に活かせる体制へ整備し、本業であるデジタルコンテンツ事業へ特化してまいりました。しかしながら、上述のとおり、平成21年12月期までは株式会社チャリロトが運営する公営競技サービス事業へ資本を投下していたこと及び、本業であるデジタルコンテンツ事業において当初見込んでいた以上に市場環境が変化

し、当社が得意とする2Dコンテンツの需要は減少傾向にあり、3Dコンテンツの需要が増加したにもかかわらず新たな技術に対応するための制作体制の強化等が遅れたことにより、平成22年12月期第2四半期累計期間において23百万円の四半期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。当該状況を解消するため、制作人員が営業に同行し、制作業務を円滑にすることで納品までの期間を短縮することができる組織へ再編成し、事業拡大に尽力してまいりました。営業面では、携帯コンテンツの運営・配信会社に対し、積極的に企画提案を行い、運営・配信会社に当社のコンテンツ素材を提供し、携帯コンテンツから生じる収益を運営・配信会社と当社で分配する協業型の案件並びにシステム等のインフラを包括した大型案件の営業を積極的に行ってまいりました。また、既存取引先との取引の拡大並びに幅広いマーケットへの対応を進め、新規顧客の開拓に努めてまいりました。さらに、当社が独自に企画運営する携帯コンテンツ事業の迅速化に注力することで収益力の向上を図り、販売管理費についても徹底した見直しにより削減を図ることで営業利益の改善に努めてまいりました。

この結果、新規継続案件の獲得や携帯コンテンツのリリース等、一定の効果は実現したものの、3Dコンテンツ等新たな技術に対応するための制作体制の強化が遅れたことにより、既存取引先の取引高減少等が影響し、収益は当初の見込みには及ばず、平成22年12月期第3四半期累計期間において45百万円の四半期純損失を計上し、128百万円の債務超過の状態です。また、これに伴い資金面におきましても、平成22年12月期第3四半期末における現預金残高は45百万円となりました。このような状況により、当社は自己資本の充実及び資金繰りの改善が不可欠と考えております。

当社の業績状況から鑑みると金融機関から調達することは困難であり、第三者割当による方法以外は、手続き等時間的制約があることを考慮し、今回は第三者割当による資金調達を検討せざるを得ないと判断いたしました。

このような状況の中、当社の取締役であり筆頭株主である河端繁氏より第三者割当により新株を引き受けることが可能である旨の表明をいただき、同氏を割当先とした第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

当社取締役会といたしましては、本新株式の発行により資本増強を図り、財務基盤を強化するとともに、手許流動性資金の確保と、平成22年12月期までにおいて、公営競技サービス事業への投資を目的に行った金融機関からの借入金に対する有利子負債の削減を図り、法人事業部門における受託生産性の向上として、当社が受注段階における仕様作成等へ介入しないシステムの構築を行うことで、受注から制作までの簡便化・迅速化を図り、受注案件を拡大し、また、近年におけるデジタルコンテンツ市場環境の変化を的確に把握し、3D等の新たな技術に対応できるクリエイターの募集及び社内での制作体制を構築することで、平成23年7月以降を目処に業績の拡大が期待できるものと考えております。既存株主様に置かれましては一定の希薄化が生じるものの、今回の資金調達により、当社の企業価値の向上がなされ株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めることになると判断いたしました。早期の事業拡大の加速を目指し、今後も札幌証券取引所アンビシャスにおける上場を維持し、上場会社としての企業価値を高めることにより、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

(経営者から独立した者からの意見)

当該増資による希薄化率が25%を超えるものであることから、独立第三者からの意見入手を行いました。第三者委員会の構成は、いずれも当社経営から一定程度独立した第三者である窪田もとむ氏(弁護士)、安藤誠悟氏(弁護士)、及び森本友則氏(社外監査役)の3委員であります。(委員長には互選により窪田もとむ氏が就任。)当社と窪田もとむ弁護士、安藤誠悟弁護士との間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含め一切取引をした事実はなく、両氏は独立した第三者であります。今回、両氏から第三者委員会の運営を円滑に行うために当社内の事情を把握している人物が第三者委員会に必要な要望があり、当社の独立役員である森本社外監査役を選任いたしました。(独立役員とは、札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則にて定められた、一般株主と利益相反の恐れがない独立性の確保された社外取締役(社外監査役)であります。)当社は、第三者委員会に対して、当該増資に関する事項(発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し)、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関し、詳細に説明し、第三者委員会において慎重に審議、検討を行いました。当該第三者委員会の審議結果の報告書は、平成22年11月30日付で当社に提出され、当社の事業内容、事業環境及び現在の状況を鑑みると、資金調達の必要性について、平成22年12月期第3四半期において債務超過の状態であり、継続企業の前提に関する重要事象が存在していること、平成22年12月期第3四半期末において現預金残高が45百万円までに減少したこと、また、これらにより平成22年12月には資金繰りがかなり逼迫することが予想されることから、本件増資による資金調達が事実上唯一の資金調達手段であること、資金使途には不合理な点は認められず、逆にバランスシートの改善、収益向上など企業価値の増大に資するもので、ひいては株主価値の向上にも直結するものと考えられ、既存株主の立場においても一定の合理性が認められること、借入れ、社債発行、公募増資、株主割当増資といった他の資金調達手段の実行は、当社の財務状況と本件増資の規模及び長引く構造的な不況が継続している現在の市況からすれば、当社がこれらの資金調達手段を実現させることは現実的に困難であり、第三者割当増資は、事実上唯一の手段であったと認められること、本件割当先は個人であって、当社との間で事業面でのシナジー効果やアライアンス面でのメリットこそ無いものの、長期継続保有の意向がある友好的な株主として、現在の筆頭株主でもある河端氏を選定しており、その選定には合理性が認められること、発行価格について、取締役会決議日前日の終値、取締役会決議日前日迄の直前1か月間、直近3か月間及び直近6か月間の当社株式の終値の平均値と比較してみても、その差は所謂プレミアムとして許容される範囲内又は10%以

内のディスカウントとなっているもので、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、いわゆる有利発行には該当しないものと評価されること、増資の規模については、希薄化率が67.06%と大規模ではあるものの、本件第三者割当増資は必要、相当かつ合理性の認められる資金用途のための資金調達であることから、本件増資の規模についても合理性を有すると認められること、などが記載されております。

このとおり、今回の新株発行により資金調達を行う必要があること及び発行方法並びに発行の条件は相当である旨の意見を取得しております。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(訂正前)

2. 事業内容に関するリスク

(前略)

(3) 業績の推移について

当社は平成12年3月に設立されており、設立後の経過期間は10年程度と社歴が浅く、期間業績比較等を行うための財務数値が充分とはいえず、当社の過年度の経営成績は、今後の当社の事業展開、経営成績並びに財政状態を判断する材料としては、慎重に検討される必要があります。

なお、第6期事業年度から第10期事業年度までの経営成績の概況を表に示すと、以下のとおりであります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高(千円)	218,304	403,025	561,850	581,082	563,826
経常利益又は経常損失() (千円)	920	66,467	54,438	38,247	41,944
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	9,295	60,782	56,391	1,148,992	214,942
純資産額(千円)	2,523	431,305	760,697	388,294	42,452
総資産額(千円)	99,169	474,709	1,131,961	324,637	348,736

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(後略)

4. その他

(前略)

(3) 有利子負債への依存度

平成22年9月末現在、当社の有利子負債残高は、231,250千円と前事業年度末に比べ28,248千円減少し、総資産に対する有利子負債依存度は97.1%と高い割合になっております。これらの有利子負債は主として銀行からの借入によるものです。事業構造の見直しによる所要運転資金削減等に取り組んでまいりますが、将来的な金利市場の変動は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(後略)

（訂正前）

2．事業内容に関するリスク

（前略）

（3）業績の推移について

当社は平成12年3月に設立されており、設立後の経過期間は10年程度と社歴が浅く、期間業績比較等を行うための財務数値が充分とはいえ、当社の過年度の経営成績は、今後の当社の事業展開、経営成績並びに財政状態を判断する材料としては、慎重に検討される必要があります。

なお、第6期事業年度から第10期事業年度までの経営成績の概況を表に示すと、以下のとおりであります。

（単位：千円）

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高	218,304	<u>337,225</u>	<u>366,850</u>	<u>481,082</u>	563,826
経常損失（ ）	920	<u>33,666</u>	<u>107,340</u>	<u>32,403</u>	<u>1,722</u>
当期純利益又は 当期純損失（ ）	9,295	<u>89,822</u>	<u>167,707</u>	<u>907,527</u>	<u>222,223</u>
純資産額	2,523	<u>280,700</u>	<u>385,993</u>	<u>521,534</u>	<u>83,505</u>
総資産額	99,169	<u>325,810</u>	<u>757,152</u>	<u>231,672</u>	<u>255,427</u>

（注）売上高には消費税等は含まれておりません。

（後略）

4．その他

（前略）

（3）有利子負債への依存度

平成22年9月末現在、当社の有利子負債残高は、231,250千円と前事業年度末に比べ28,248千円減少し、総資産に対する有利子負債依存度は74.9%と高い割合になっております。これらの有利子負債は主として銀行からの借入によるものです。事業構造の見直しによる所要運転資金削減等に取り組んでまいりますが、将来的な金利市場の変動は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（後略）

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年7月7日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第11期 第 3 四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年7月7日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成24年1月16日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第11期 第 3 四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出
訂正四半期報告書	(第11期 第 3 四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成24年11月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月16日

クラウドゲート株式会社
（旧会社名 株式会社テラネット）
取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 公認会計士 松田 信彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松浦 大樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラウドゲート株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
3. 重要な後発事象1.に記載のとおり、連結子会社株式会社チャリロトは、平成21年2月27日を払込期日とする第三者割当増資等を実施したため、会社の関連会社になった。
4. 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成21年3月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月16日

クラウドゲート株式会社
（旧会社名 株式会社テラネット）
取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 公認会計士 松田 信彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松浦 大樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
3. 重要な後発事象1.に記載のとおり、子会社株式会社チャリロトは、平成21年2月27日を払込期日とする第三者割当増資等を実施したため、会社の関連会社になった。
4. 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成21年3月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。
5. 重要な後発事象3.に記載のとおり、会社は、平成21年3月16日に、株式会社チャリロトと、会社が同社に対して有する貸付金（全額貸倒引当金設定済み）の一部について返済を受けた場合には、残額を債権放棄する旨の合意書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月16日

クラウドゲート株式会社
（旧会社名 株式会社テラネット）
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月2日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 1月16日

クラウドゲート株式会社
（旧会社名 株式会社テラネット）
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 藤原 一範
業務執行社員指定社員 公認会計士 北澤 元宏
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月16日

クラウドゲート株式会社
（旧会社名 株式会社テラネット）
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。